

# モニターだより



## <みやぎ食の安全安心消費者モニターについて>

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会等の行事にご参加いただくことで、食の安全安心に関する正しい知識を得ていただいております。

## 【開催報告】みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会 「残留農薬について～農薬の安全性を確保するための食品安全委員会の役割～」

令和6年7月25日、宮城県庁2階講堂にて、みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会を開催し、41名の方々にご参加いただきました。また、研修会の録画データを申込者限定でYouTubeにて配信を予定しており、こちらについては、希望者に準備ができ次第通知させていただきます。

研修会では、内閣府食品安全委員会の浅野 哲氏を講師としてお招きし、食品中の残留農薬についてご説明をいただきました。

参加者の皆様からは「日本では厳しい基準のもと野菜が作られていることがわかった(男性・60代)」、「普段の生活ではわからない情報を知ることが出来た。(女性・50代)」などの声が寄せられました。

お忙しいところ、多くの消費者モニターの方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。



研修会の様子



研修会の資料は、消費者モニターのホームページに8月中旬に掲載予定です。左の二次元コードより消費者モニターホームページをご覧ください。

### ピックアップ～講演の内容を一部ご紹介します～

研修会では、農薬に関する基本的な説明や、健康への影響、食の安全、安心がどのように守られているかについてお話いただきました。

### 農薬はなぜ使われるのか？

農作物を病害虫から守り、品質の良い農作物を効率よく安定的に生産し、市場に供給するために農薬が使われていますが、農薬を使用する人への影響、農薬の残留による消費者への影響、環境に対する影響を考慮すると、これらへの対応が必要不可欠です。

食品安全委員会では、主に「農薬が使用された農作物を食べた者の安全の確保」をするべく、人間だけでなく、養蜂に用いるミツバチ等への影響に関する試験も行い、日々安全性の確認に取り組んでいます。

### 農薬登録の全体像 -なぜ農薬を使うのか

農作物を病害虫から守り、品質の良い農作物を効率よく安定的に生産し、市場に供給するために農薬が使われる。

#### 農薬使用の目的



害虫の被害を受けたリンゴ

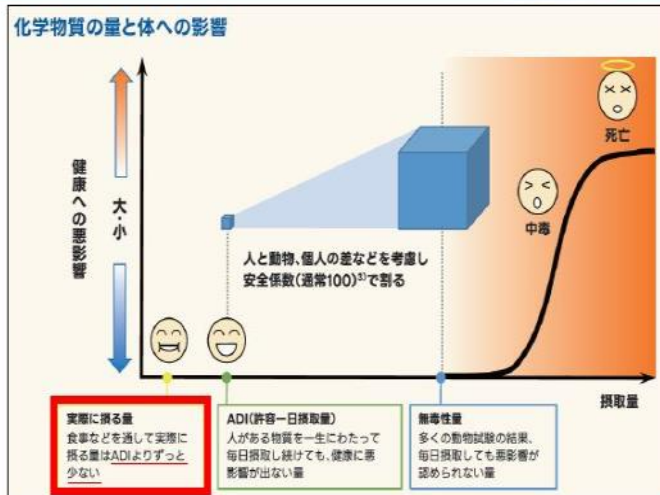
- 農作物を病害虫等の被害から保護し、品質・収穫量を確保
- 手作業に比べ、雑草防除に要する労働力を軽減
- 種無ぶどうの生産、果実の肥大促進等による農作物の価値の向上
- デオキシニバレノールなどのかび毒によるリスクを低減

つまり

品質のよい農作物を効率よく生産し、  
安定して市場に供給するため。

一生涯摂取し続けたとしても有害影響(毒性)が認められない量  
 =許容一日摂取量(体重1kgあたり)を**ADI**、  
 一度に大量の食品を摂取したとしても有害影響(毒性)が認められない量  
 =急性参照用量(体重1kgあたり)を**ARfD**といいます。

食品安全委員会において様々な試験を行った結果、実際の食事を通して残留農薬を摂取する量は、**ADI**よりもずっと少ないとの評価が出ています。



農薬の再評価制度について

食品に使われる農薬は、様々な試験成績に基づき、申請された使用方法における審査を行い、安全と認められる農薬だけが登録されます。登録されていない農薬は使用できません。

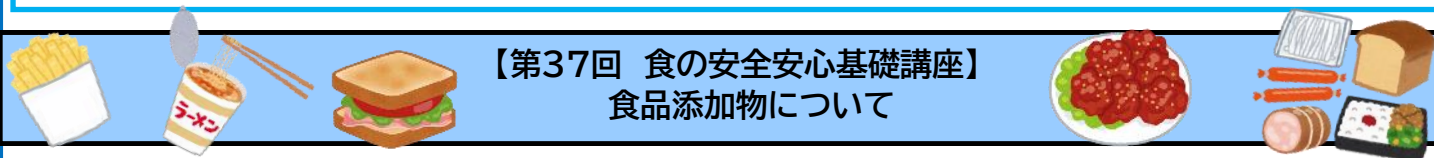
評価では、

- ①雑草や病害虫等に対する効果、農作物の生育に対する害に関する試験、
- ②毒性に関する試験(人の健康に対する影響)(急性経口毒性、皮膚感作性、皮膚刺激性、眼刺激性、遺伝毒性、発がん性、繁殖毒性、発生毒性、発達神経毒性、急性神経毒性など)
- ③農作物等への残留に関する試験
- ④土壌や生活環境動植物等の環境への影響に関する試験

(土壌への残留、土壌中の動態、魚類・甲殻類・ミツバチ等への影響など) 等を行い、安全性を確認します。

また、農薬の安全性は一度確認したら終わりではありません。登録されている全ての農薬について最新の科学的知見に基づき、15年毎に安全性等の再評価を行います。このようにして、農薬の安全性は確保されています。

【第37回 食の安全安心基礎講座】  
 食品添加物について



皆さんは食品添加物がどのような役割を持ち、どのような管理がなされているかご存じですか？  
 今回の食の安全安心基礎講座では、モニターアンケートにおいて不安に思っていると回答される方が毎年多くいらっしゃる、食品添加物について学んでいきましょう！

食品添加物ってなに？

《食品の形を作る》

例: 豆乳を凝固させて、豆腐を作るための豆腐用凝固剤(にがり)

《食品の品質を保つ》

例: 食品中の微生物やカビの繁殖を防ぐ保存料、油などの酸化による変質を防ぐ酸化防止剤

《食品の味を良くする》

例: 酸味料、甘味料、苦味料、調味料

《食品に独特の食感を持たせる》

例: ゼリーやプリン食感を持たせるゲル化剤

《食品の栄養成分を補う》

例: 栄養強化剤のビタミン類、ミネラル

## 食品添加物の使用例

### 《使用できる添加物は》

原則として厚生労働大臣が指定したのだけです。これは天然物であるかどうかに関わりません。未指定の添加物を製造、輸入、使用、販売等することはできません。(ただし、「既存添加物」、「天然香料」、「一般飲食物添加物」は例外)

### 《品質や使用量は？》

食品添加物には純度や成分についての規格や、使用できる量などの基準が定められています。

### 《食品への表示は？》

原則として、食品に使用した添加物は、すべて表示しなくてはなりません。表示は、物質名で記載され、保存料、甘味料等の用途で使用したものについては、その用途名も併記しなければなりません。表示基準に合致しないものの販売等は禁止されています。なお、食品に残存しないもの等については、表示が免除されています。

## 食品添加物の種類

種類	定義	例	品目数 (令和6年3月現在)	備考
指定添加物	食品衛生法第10条に基づき、厚生労働大臣が定めたもの。	ソルビン酸、乳酸、ビタミンA など	476品目	リスク評価が必要
既存添加物	平成7年の法改正の際に、我が国において既に使用され、長い食経験があるものについて、例外的に指定を受けることなく使用・販売等が認められたもの。既存添加物名簿に収載。	オレンジ色素、トマト色素、トレハロース、ヒアルロン酸、玉ねぎ色素、カテキン など	357品目	安全性に問題があるものの、使用実態のないものは消除
天然香料	動植物から得られる天然の物質で、食品に香りを付ける目的で使用されるもの。	ハッカ、ココナッツ、シトラス、トウガラシ、カニ香料 など	約600品目	指定制度の対象外
一般飲食物添加物	一般に飲食に供されているもので添加物として使用されるもの。	レモン果汁、アズキ色素、ウコン、イカスミ色素 など	約100品目	

## 食品添加物のリスク評価

食品添加物の一日摂取許容量は、リスク評価を行い、設定されています。

### 一日摂取許容量とは

…ヒトがある物質を**毎日、一生涯にわたって摂取しても、健康に悪影響がない**と判断される量。

リスク評価を踏まえ、かつ加工食品の摂取状況から、その食品添加物を利用した様々な食品を摂取しても、「一日摂取許容量」を超えることのないよう使用基準を設定しています。

### 例えば…

ソルビン酸のグループとしての一日摂取許容量は25mg/kg体重/日

<体重50kgの人の場合>  
ソルビン酸を1日に1,250mg(25mg×50)摂ると、一日摂取許容量に達する

<一日摂取許容量はどのくらい？>  
使用基準上限のソルビン酸量が添加されたハムで625g/日  
【スライスハム約60枚分を、毎日、一生涯食べ続ければ悪影響が!?】

- 発がん性があるものやその疑いがあるものは、食品添加物として使用できないことになっています。
- 例えば、大昔から食品の色付けに使用されていた天然色素であるアカネ色素は、実施された試験で発がん性が認められたため、2004年に**使用禁止**となりました。
- また、摂取すると排出されずに体に蓄積する物質も食品添加物として使用できません。

量に関する記述がない情報や、科学的根拠となる論文が示されていない情報に触れた際は、一呼吸置いて、信頼できる情報かどうか、冷静に判断しましょう。

## 【開催報告】令和6年度 みやぎ食の安全安心推進会議(第1回・第2回)

令和6年6月4日(火)に県庁会議室にて、令和6年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議を開催いたしました。

今回の会議では、基本計画に基づく宮城県による令和5年度施策の実施状況や令和6年度施策の実施計画について検討いたしました。

なお、第2回については、令和6年8月2日(金)に開催し、令和5年度施策の評価をいただきました。

資料や議事録はホームページにて公開しております。

### ▶「みやぎ食の安全安心推進会議」って何だろう???

みやぎ食の安全安心推進条例(平成16年3月制定)に基づいて設置されている審議会です。消費者代表、生産者・事業者代表、学識経験者による15名の委員で構成され、本県が推進する食の安全安心の確保に関する各種施策等に対して、ご意見やご提言をいただいております。



みやぎ食の安全安心推進会議の議事録等は左の2次元コードよりご覧になれます。

## 【開催報告】令和6年度 食品表示ウォッチャー業務説明会



令和6年5月14日(火)に、「宮城県食品表示ウォッチャー」業務説明会を開催しました。

当日は、約80名の方々にご参加いただきました。お忙しいところありがとうございました。

ウォッチャーとなった皆様には、6月～12月の7か月間、食品表示に係る調査のご協力をいただくこととなりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 令和6年度 消費者モニターアンケートについて

消費者モニターの皆様に例年ご協力をお願いしております「消費者モニターアンケート」につきまして、今年度は7月中旬に送付し、回答期限は令和6年9月20日(金)までとなっております。

現時点で未回答の方につきましては、ご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

(右下の2次元コードを読み込むことで、スマートフォン等での電子回答も可能です)。

★ なお、ご回答いただいた方の中から抽選で150名様に、『宮城県産だて正夢パックご飯(2個)』をプレゼントいたします!!



## 【開催案内】令和6年度 食の安全安心セミナーの開催について

以下のとおり開催予定です。参加申込方法含め詳細は同封の通知をご覧ください。

皆様のご参加お待ちしております!!

### 「食の安全安心セミナー」

場 所:宮城県庁2階講堂

日 時:令和6年9月27日(金)

13時30分～

テーマ:自然毒



毎年フグやキノコなど、様々な食品で食中毒の報告が上がる「自然毒」について、今一度考える機会となれば幸いです。ご興味がある方は、是非ご参加ください。



### 編集後記

はじめまして、令和6年度より、消費者モニター事業を担当することとなりました、菊田・本田と申します。どうぞよろしくお願いいたします!

ただいま夏真っ只中、皆様体調は崩されていないでしょうか?

さて、この時期の人間の天敵といえば「蚊」ですが、この「蚊」という漢字は、昔の中国での「文」の字の読み方「ミウエン」と、蚊が飛ぶ音が同じに聞こえたことに由来して作られたのだとか。ちなみに現在の中国では「文」を「ウエン」と発音し、蚊の飛ぶ音は「ウォン」だそうです。私は今年既に15回以上蚊に刺されており、途方に暮れています…(泣)

皆様、蚊にも暑さにも気を付けてお過ごしください。(本田)

### ご意見・ご感想をお寄せください

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課  
〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 :022-211-2643

FAX :022-211-2698

Eメール:syokua@pref.miyagi.lg.jp

ホームページは右の2次元コードまたは「宮城県 消費者モニター」で検索!バックナンバーもご覧いただけます

